

平成 28 年 4 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 ショーワ
代表者名 取締役社長 杉山 伸幸
(コード：7274 東証1部)
問合せ先 総務部長 石井 啓三
(TEL. 048-554-8170)

カナダ競争法違反による罰金支払について

当社は、平成 28 年 4 月 1 日（カナダ時間）、過去のカナダ国内における自動車用部品（ピニオンアシストタイプ電動パワーステアリング製品）の一部取引に係るカナダ競争法違反に関し、同国オンタリオ州の裁判所において 13 百万カナダドル（約 11 億円）の罰金支払を命じられました。

本件違反行為に対して、当社は、平成 26 年 4 月 23 日に米国において罰金を支払うことを合意しております。当社グループは、カナダ及び米国の当局による調査に全面的に協力し、また、独占禁止法の遵守を徹底すべく、組織の変更、グループ業務監査体制の強化、役員体制の変更および独占禁止法をはじめとした関連法令教育などを遂行し再発防止に努めております。当社は、引き続き再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組を継続し、信頼回復に努めてまいります。

お取引先様、株主様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、本件に伴う、当社業績への影響は軽微であります。

以上